

こどもエコ
後継事業

〈子育てエコホーム支援事業〉

New 変更 : こどもエコすまい支援事業からの主な追加点・主な変更点

※本資料は2023.11.14時点の情報です。今後変更になる可能性があります。

〈第1版〉
2023.11.16

「こどもエコすまい支援事業」からの主な**変化点**

新築

• **補助額**が変わりました。

こどもエコ: ZEH住宅等 100万円/戸

⇒ 子育てエコ: ZEH住宅 80万円/戸、長期優良住宅 100万円/戸



リフォーム

• **補助上限額**が変わりました。

例: 子育て世帯又は若者夫婦世帯が既存住宅購入せず長期優良認定を受けない場合、
こどもエコ: 30万円/戸 ⇒ 子育てエコ: 20万円/戸 (両事業共条件を満たせば上限60万円/戸)

• **補助額**が全体的に**少し増額**されました。

例: 内窓設置(ZEHレベル・中サイズ) こどもエコ: 2.4万円/箇所 ⇒ 子育てエコ: 2.7万円/箇所

ここがポイント！

• **2023年11月2日※以降の工事着手が対象です。**

(※: 経済対策
閣議決定日)

• **まだ事業者登録をされていない方は、今のうちに登録を！**

2023CPでの登録事業者は、原則、2024CPに参加する希望を有するものとして

取り扱われ、継続参加ができる予定。

特に重要な点

- ・建築事業者、施工業者等が事業者登録を行うことが条件
- ・申請は建築事業者、施工業者等が行う
- ・新築住宅では「長期優良住宅」と「ZEH住宅」とで補助額が変わる
- ・リフォームでは「省エネ基準レベル」と「ZEHレベル」とで補助額が変わる

変更

変更

変更

補助金取得の要件

タイプ		対象	条件(各タイプ毎で条件のいずれか)	補助額
新築	注文住宅の新築	所有者となる 子育て世帯 または 若者夫婦世帯	以下の①②のいずれか ① 長期優良住宅 : 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの ② ZEH住宅 : 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)	① 100万円/戸 ② 80万円/戸
	新築分譲住宅の購入			
リフォーム		取得者が施工者に発注するリフォーム	①～③のいずれか(必須)に該当するリフォームを実施する場合の①～⑧ ①開口部の断熱改修(必要性能:「省エネ基準レベル」「ZEHレベル」) イ.ガラス交換、ロ.内窓設置、ハ.外窓交換、ニ.ドア交換 ②外壁、屋根・天井または床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置 ④子育て対応改修 i)家事負担の軽減設備(ビルトイン食器洗機・宅配ボックス 他) ii)防犯性向上のための開口部改修工事 iii)生活騒音配慮のための開口部改修 iv)キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事 ⑤防災性向上のための開口部改修 ⑥バリアフリー改修 ⑦空気清浄機能・換気機能付エアコン設置 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入	最大20万円/戸 (別途条件を満たすと最大60万円)

補助額5万円未满是申請不可。同一の工事が①～⑧の複数に該当する場合、いずれか高い補助額のみ

変更

期間(予定)

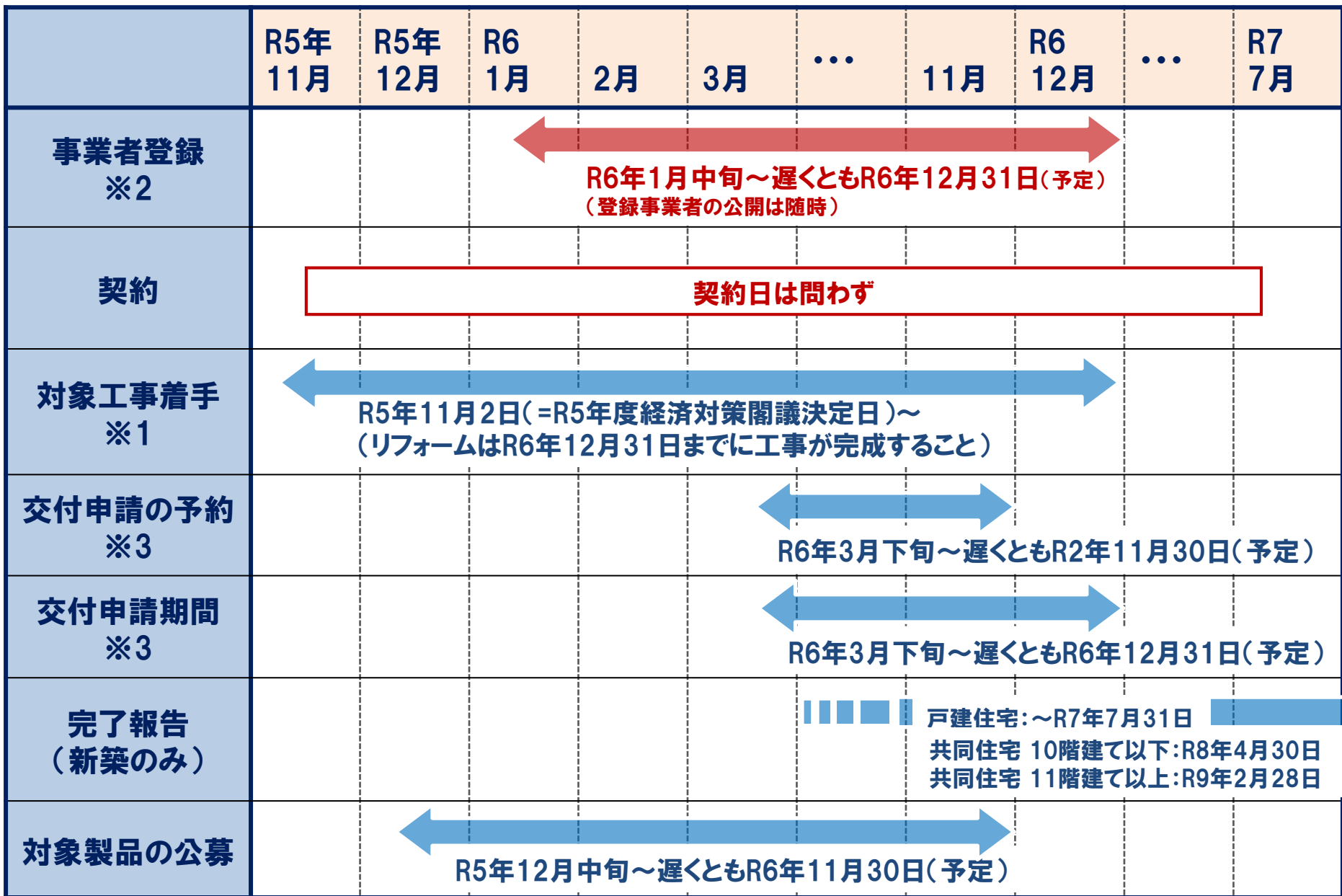
- ・契約 : 契約日問わず
- ・事業者登録 : R6年1月中旬からR6年12月31日
- ・交付申請の予約: R6年3月下旬から予算上限に達するまで(遅くともR6年11月30日まで)
- ・交付申請期間 : R6年3月下旬から予算上限に達するまで(遅くともR6年12月31日まで)

New

変更

: こどもみらい住宅支援事業からの主な追加点・主な変更点

概要2 各種期限について



※1:対象工事＝新築:基礎工事より後の工程の工事、リフォーム:リフォーム工事

※2:新築(注文住宅)・リフォームは工事請負契約後に行われる工事であること

※3:予算執行状況により早まる場合有

1

注文住宅の新築

**取得者となる子育て世帯
または
若者夫婦世帯が、
自ら居住することを
目的に新たに発注する
住宅の建築。**

※:工事請負契約が結ばれない
工事は対象外。

2

新築分譲住宅の購入

**取得者となる子育て世帯
または
若者夫婦世帯が、
自ら居住することを
目的に購入する
新築住宅の購入。**

※:宅地建物取引業の免許を有する
事業者からの購入に限る。
※:売買契約締結時点において、
完成(完了検査済証の発出日)
から1年以内であり、人の居住の
用に供したことの無いもの。

3

リフォーム

**取得者等が施工者に
工事を発注(工事請負
契約)して実施する
リフォーム工事。**

※:所有者等とは、リフォーム住宅の
所有者(法人を含む)、居住者
又は管理組合・管理組合法人。
※:工事請負契約等が結ばれない
工事は対象外。

※:子育て世帯とは、R5年4月1時点で18歳未満の子を有する世帯。
ただし、R6年3月末までに工事着手する場合には、
R4年4月1日時点で18歳未満の子とする。
※:若者夫婦世帯とは、R5年4月1時点で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯。
ただし、R6年3月末までに工事着手する場合には、
R4年4月1日時点でいずれかが39歳以下の世帯とする。

リフォームは世帯の制限無し。
ただし、子育て世帯・若者夫婦世帯は
補助額上限で優遇あり。

▼表示アイコン

注文住宅 新築	分譲住宅 購入	リフォーム
------------	------------	-------

対象となる「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」の性能等

変更

次の①②のいずれか、かつ③～⑤ののすべてに該当すること

① 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁にて認定を受けたもの



② ZEH住宅

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented※)



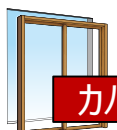
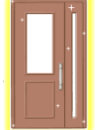
③ 住戸の延べ面積が50㎡以上240㎡以下

④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しないもの

⑤ 都市再生特別措置法第88条第5項により届出をした者が同条第3項による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

対象となる「リフォーム」の性能等

①～③のいずれか(必須)に該当するリフォームを実施する場合の①～⑧ いずれも別途基準あり

① 開口部の断熱改修	〈ガラス交換〉 『既存窓を利用してガラスを交換』 	〈内窓設置〉 『既存窓の内側に新たな窓を新設』 	〈外窓交換〉 『既存窓を取除き新たな窓に交換』 	〈ドア交換〉 『既存ドアを取除き新たなドアに交換』 	“省エネ基準レベル” または “ZEHレベル”の 熱貫流率を クリアする製品※
	カバー工法含む				

② 外壁、屋根 ・天井又は床の断熱改修	③ エコ住宅 設備の設置 (別途基準あり)						
		太陽熱利用システム	節水型トイレ	高断熱浴槽	高効率給湯	節湯水栓	蓄電池

④ 子育て対応改修 i) 家事負担の軽減に資する設備の設置	 ビルトイン食器洗機	 掃除しやすいレンジフード	 ビルトイン自動調理対応コンロ	 浴室乾燥機	 宅配ボックス	ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修工事 ・防犯建物部品(CPマークを取得したもの)
						iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修工事 ・内窓の設置又は遮音性能T1以上又は遮音等級2以上

⑤ 防災性の向上に資する開口部の改修工事 屋根瓦の破片相当以上の飛来物の衝突に対して安全性が確認された合わせガラス又は合わせ複層ガラスを使用したガラス・外窓交換	⑥ バリアフリー改修	⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	⑧ リフォーム瑕疵保険への加入
--	-------------------	-------------------------------	------------------------

「先進的窓リノベ事業」「給湯省エネ事業」「賃貸集合給湯省エネ事業」で1補助申請が行われれば上記①～⑧の申請可(補助額2万円以上)

注文住宅 新築	分譲住宅 購入	リフォーム
------------	------------	-------

※8地域は指定の日射熱取得率(ガラス:0.65以下、窓・ドア:0.52以下)をクリアする製品が対象。

「開口部の断熱改修」での必要性能

区分	対象	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 (単位:W/(m ² ・K))				
		1～2地域	3地域	4地域	5～7地域	8地域
省エネ 基準 レベル	戸建	2.3	2.3	3.5	4.7	—
	共同	2.3	2.3	3.5	4.7	—
ZEH レベル	戸建	1.9	1.9	2.3	2.3	—
	共同	1.9	2.3	2.9	2.9	—

・8地域は日射熱取得率が「窓およびドア0.52以下」または「ガラス0.65以下」の製品が対象。

「住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」での補助額

変更

区分		補助額※
注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入	①長期優良住宅	①1,000,000円/戸
	②ZEH住宅	②800,000円/戸

※次の①かつ②に該当する場合は上記補助金額の半額。

①市街化調整区域、②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)

「リフォーム」での補助上限額

変更

世帯の属性	既存住宅購入の有無	上限補助額
子育て世帯または 若者夫婦世帯	既存住宅を購入してリフォーム	600,000円/戸
	長期優良住宅の認定を受ける場合	450,000円/戸
	上記以外のリフォーム	300,000円/戸
その他世帯 (法人・管理組合を含む)	長期優良住宅の認定を受ける場合	300,000円/戸
	上記以外のリフォーム	200,000円/戸

注文住宅 新築	分譲住宅 購入	リフォーム
------------	------------	-------

「リフォーム」での補助額

下記①～⑧の合計とし上限は下表内。**合計5万円/戸未満の場合は申請不可**

※同一のリフォーム工事が、①～⑧の複数に該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算。

①開口部の断熱改修

こどもエコから増額

※下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額

※1 ガラス交換は箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出 ※2 内窓交換含む

※3 内窓若しくは外窓のサッシ又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法を測定 ※4 ガラスの寸法を測定

分類	大きさの区分	ガラス交換 ※1		内窓設置・外窓交換 ※2		ドア交換	
		面積 ※4	1枚あたりの補助額	面積 ※3	1箇所あたりの補助額	面積 ※3	1箇所あたりの補助額
省エネ基準レベル	大	1.4㎡以上	11,000円	2.8㎡以上	25,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	37,000円
	中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	8,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	20,000円	-	-
	小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,000円	0.2㎡以上1.6㎡未満	17,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	32,000円
ZEHレベル	大	1.4㎡以上	14,000円	2.8㎡以上	34,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	49,000円
	中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	10,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	27,000円	-	-
	小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	4,000円	0.2㎡以上1.6㎡未満	22,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	43,000円

注文住宅
新築

分譲住宅
購入

リフォーム

「リフォーム」での補助額

②外壁、屋根・天井または床の断熱改修

※：下表の（カッコ）書きの補助金額は、部分断熱の場合の補助金額を示す。

	外壁	屋根・天井	床
省エネ基準レベル	112,000円/戸 (56,000円/戸)	40,000円/戸 (20,000円/戸)	72,000円/戸 (36,000円/戸)
ZEHレベル	151,000円/戸 (75,000円/戸)	54,000円/戸 (27,000円/戸)	96,000円/戸 (48,000円/戸)

こどもエコから増額あり

③エコ住宅設備の設置

※太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、蓄電池については、設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額
※節水型トイレ、節湯水栓については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその台数を乗じた補助額

エコ住宅設備	補助額	エコ住宅設備	補助額
太陽熱利用システム	30,000円/戸	高効率給湯機	30,000円/戸
節水型 トイレ	掃除しやすい機能有 22,000円/台 上記以外 20,000円/台	節湯水栓	5,000円/台
高断熱浴槽	30,000円/戸	蓄電池	64,000円/戸

こどもエコから増額あり

④子育て対応改修

i)家事負担の軽減に資する設備の設置

こどもエコから増額あり

※設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額。
ただし共用の宅配ボックスは最大20ボックスまで。

設備の種類	補助額	エコ住宅設備	補助額
ビルトイン食器洗機	21,000円/戸	浴室乾燥機	23,000円/戸
掃除しやすいレンジフード	13,000円/戸	宅配ボックス	住戸専用の場合 11,000円/戸
ビルトイン自動調理対応コンロ	14,000円/戸		共用の場合 11,000円/ボックス

「リフォーム」での補助額

④ 子育て対応改修

ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修

こどもエコから増額あり

下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額

大きさの区分	外窓交換		ドア交換	
	面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
大	2.8㎡以上	37,000円	開戸: 1.8㎡以上 引戸: 3.0㎡以上	54,000円
中	1.6㎡以上2.8㎡未満	26,000円	-	-
小	0.2㎡以上1.6㎡未満	22,000円	開戸: 1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸: 1.0㎡以上 3.0㎡未満	38,000円

iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修

下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額

大きさの区分	ガラス交換		内窓設置・外窓交換		ドア交換	
	面積	1枚あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	11,000円	2.8㎡以上	25,000円	開戸: 1.8㎡以上 引戸: 3.0㎡以上	37,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	8,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	20,000円	-	-
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,000円	0.2㎡以上1.6㎡未満	17,000円	開戸: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸: 1.0㎡以上 3.0㎡未満	32,000円

注意：上記 ii)・iii) はいずれも開口部の断熱改修との併用は不可

こどもエコから増額あり

注文住宅 新築	分譲住宅 購入	リフォーム
------------	------------	-------

「リフォーム」での補助額

④ 子育て対応改修

iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修 : 90,000円/戸 ▶ こどもエコから増額

⑤ 防災性向上改修 ▶ こどもエコから増額あり

下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額

大きさの区分	ガラス交換		外窓交換	
	面積	1枚あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	17,000円	2.8㎡以上	41,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	12,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	27,000円
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	7,000円	0.2㎡以上1.6㎡未満	16,000円

**注意：内窓設置・ドア交換は対象外
開口部の断熱改修との併用は不可**

「リフォーム」での補助額

⑥ バリアフリー改修

※箇所数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額の合計。

こどもエコから増額あり

対象工事	工事内容	補助額
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを設置する工事	5,000円/戸
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)	7,000円/戸
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	28,000円/戸
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設または入替により設置する工事(4.5帖以上設置する場合に限る)	20,000円/戸

こどもエコから増額あり

⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額

エアコンの冷房能力	3.6kW以上	2.2～3.6kW未満	2.2kW以下
補助額	26,000円/台	23,000円/台	19,000円/台

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入 : 7,000円/1契約あたり

注文住宅
新築

分譲住宅
購入

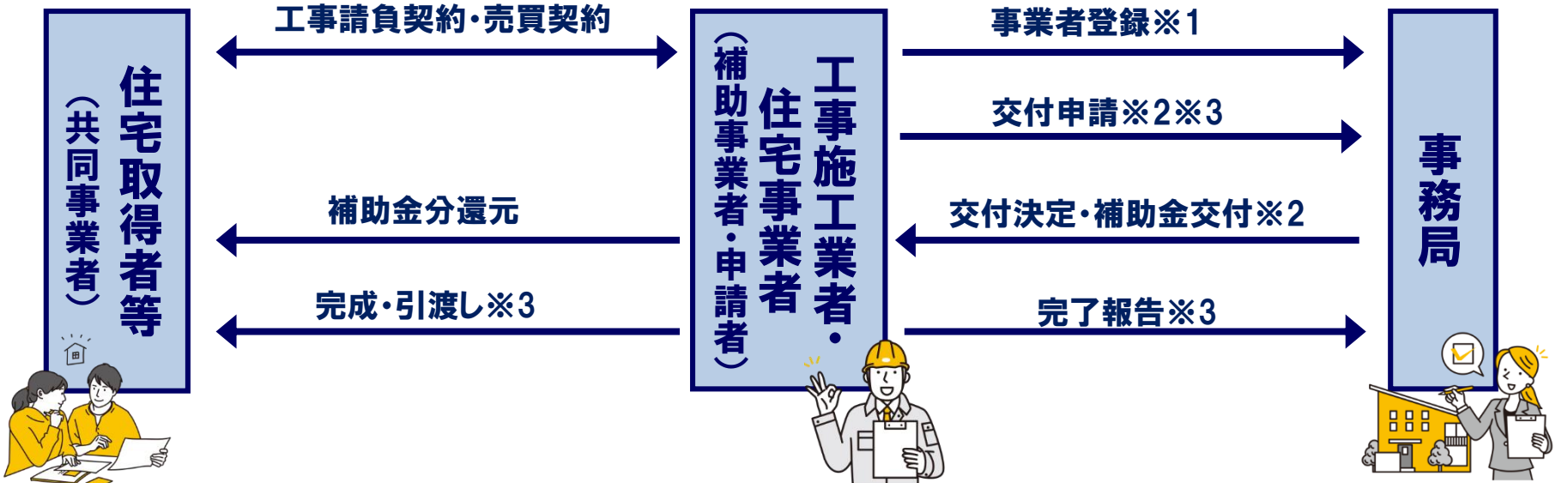
リフォーム

事業の全体像 / 申請フロー

※重要

- ・補助事業者となるのは新築住宅の建築施工業者・販売事業者、リフォーム工事施工者。
(住宅取得者およびリフォーム工事の発注者からの委託を受ける)
- ・補助金の申請、交付を受けるのは建築事業者・販売事業者・リフォーム工事施工者。
- ・交付された補助金は住宅取得者に還元される必要がある。
申請にあたっては還元方法について、予め両方で同意が必要。
- ・建築施工業者・販売事業者・リフォーム工事施工者は、「事業者登録」が必要。

<申請フロー図>



※1: 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に対象住宅の着工が可能となる。

契約は事業者登録の前でも可。

※2: 補助額以上の出来高がある場合に交付申請

※3: リフォームは、完成・引き渡しの後に交付申請を行うこと。

注文住宅 新築	分譲住宅 購入	リフォーム
------------	------------	-------

事業者登録

<期間>

令和6年1月中旬～遅くとも令和6年12月31日(予定)

※登録は事業者単位(1事業者(法人又は個人事業主))で複数登録は不可



<事業者登録時に必要な主な事項>

事業 タイプ	新築		リフォーム
	注文住宅	分譲住宅	
事業者 情報	法人の場合:法人名称・法人番号 / (必要書類)法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明 個人の場合:屋号、個人事業主の氏名/(必要書類)事業主の印鑑証明		
事業 内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)		
免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可 / 住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者/登録団体の構成員の場合)

※登録した事業者のうち希望される方については、事務局のホームページ上で情報が公開される予定

重要:R4年度補正予算に基づく「こどもエコすまい住宅支援事業を含む住宅省エネ2023キャンペーン」にて事業者登録をされている場合、所定の手続きにて、本事業へ事業者登録の移行が可能。

交付申請時期 / 申請者

○交付申請時期

申請時期(工事の出来高)

1)注文住宅の新築	補助額以上の 工事の完了後	①基礎工事の完了(杭基礎の場合は杭工事の完了) ②建物価額 × 工事出来高(○%) ≥戸当たり補助額 × 住戸数
2)新築分譲住宅の購入		
3)リフォーム工事	全ての工事の完了後	

・1) 2)のいずれの場合も①②のどちらかを満たしている場合に、補助額以上の工事が完了しているとみなす。

1)と2)は別途完了報告期限までに住宅の引渡し、入居の完了についての報告が必要

○申請者

補助事業	補助事業者	共同事業者
1)注文住宅の新築	建築事業者(工事請負業者)	建築主
2)新築分譲住宅の購入	販売事業者(販売代理を含む)	購入者
3)リフォーム工事	施工業者(工事請負業者)	工事発注者

対象工事を複数の事業者が発注(分離発注)する事業は、1事業者(代表事業者)がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。

共同事業者および他の工事請負業者が手続きに協力する必要があります。

共同実施規約 / 交付申請の予約

○共同実施規約について

<原則>

工事請負契約や売買契約締結時に、**補助事業者と共同事業者間で補助事業の実施や補助金の受取に関する規約を締結し、交付申請時に提出が必要。**

※規約の主な内容

- ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。
- ②補助金の受取方法(工事代金に充当又は補助事業者が一旦受領して住宅事業者等に引渡し)。
- ③補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。

○交付申請の予約について(任意)

以下の期間では工事着工後に補助金の**予約申請が可能。**

⇒ 予約によって**補助金が一定期間確保**されます。

期間: 令和6年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)

※ 予約申請後3ヶ月以内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。

※ 予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

代表的な他の補助金との併用

- ・原則、本制度と補助対象が重複する**国の他の補助制度との併用は不可**。
- ・尚、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き併用可能。

	代表的な補助制度	併用可否
注文住宅 新築	住まいの復興給付金	○
	外構部の木質化対策支援事業	○
	こどもエコすまい住宅支援事業	×
分譲住宅 購入	地域型住宅グリーン化事業	×
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	×
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2 化促進事業	×

- ・住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用は不可。

	代表的な補助制度	併用可否
リフォーム	こどもエコすまい住宅支援事業	△※1
	外構部の木質化対策支援事業	△※1
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	△※2
	住宅・建築物安全ストック形成事業	△※1
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2 化促進事業	△※1
	次世代省エネ建材支援事業	△※1
	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△※1
	住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	△※2
	住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	△※2
	住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)	△※3
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2 加速化支援事業(環境省)、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)	△※3	

- ・住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用不可。ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用可。

※1:請負工事契約が別である場合は併用可 ※2:請負工事契約が別、かつ工期が別である場合は併用可 ※3:補助対象が重複しない場合は併用可

注文住宅 新築	分譲住宅 購入	リフォーム
------------	------------	-------

【参考】こどもエコすまい支援事業との主な比較

		前回:こどもエコすまい支援事業	今回:子育てエコホーム支援事業
-	予算	1709億円	2100億円
変更なし	事業者登録	必要	必要
	申請者	事業者(補助金は住宅所有者へ還元が必要)	事業者(補助金は住宅所有者へ還元が必要)
	対象工事・タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・注文住宅の新築 ・新築分譲住宅の購入 ・リフォーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・注文住宅の新築 ・新築分譲住宅の購入 ・リフォーム(リフォーム対象工事も変更無し)
	リフォームの対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部の断熱改修 ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ・エコ住宅設備の設置(蓄電池追加あり) ・防災性向上のための開口部改修 ・バリアフリー改修 ・子育て対応改修 家事負担軽減のための設備設置 防犯性の向上のための開口部改修 生活騒音への配慮のための開口部改修 キッチンセットの交換を伴う対面化工事 ・空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ・リフォーム瑕疵保険への加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部の断熱改修 ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ・エコ住宅設備の設置(蓄電池追加あり) ・防災性向上のための開口部改修 ・バリアフリー改修 ・子育て対応改修 家事負担軽減のための設備設置 防犯性の向上のための開口部改修 生活騒音への配慮のための開口部改修 キッチンセットの交換を伴う対面化工事 ・空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ・リフォーム瑕疵保険への加入
	リフォーム開口部必要性能	<ul style="list-style-type: none"> ①省エネ基準レベル ②ZEHレベル 	<ul style="list-style-type: none"> ①省エネ基準レベル ②ZEHレベル
	リフォーム申請可能補助額	1申請あたり5万円以上	1申請あたり5万円以上
	新築時の対象	<ul style="list-style-type: none"> ①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented ②認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ① 長期優良住宅 ② ZEH住宅: (ZEH、Nearly ZEH、ZEHReady、ZEH Oriented※)
変更	新築時の補助額	100万円/戸	長期優良住宅:100万円/戸 ZEH住宅:80万円/戸
	リフォームの補助上限額	条件により30万円/戸～60万円/戸	条件により 20万円/戸 ～60万円/戸
	リフォームの対象工事内容ごとの補助額	-	全体的にこどもエコすまいから増額あり

<最後に>

**本資料は2023/11/14時点の情報を要約したものです。
詳しくは『国土交通省』のホームページをご確認ください。**

・国交省 https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001202.html

変更日	変更内容
2023.11.16	第1版公開